

第4次船橋市地域福祉計画の重点施策～地域共生社会の実現に向けて～

(計画書76ページ、154～155ページ)

重層的支援体制整備事業の実施

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域での住民同士のつながりの希薄化などを背景として、80代の親と50代のひきこもりの子の世帯の問題である「8050問題」や育児と介護のダブルケアなど、複合的な課題を抱え、従来の分野ごとの福祉サービスでは対応が困難な新たな課題が生じています。

このような中で、国では、「地域共生社会」の実現を掲げ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指しています。

令和3年4月に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた具体的な施策として、重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。重層的支援体制整備事業とは、「相談支援（本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援）」、「参加支援（本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援や居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援）」の3つの支援を一体的に実施する事業です。なお、そのうち、「相談支援」では、さらに「包括的相談支援事業（既存の相談窓口において、世代や属性を問わず、相談を包括的に受け止める事業）」「多機関協働事業（関係機関の役割分担、支援プランの作成及び進捗管理を行う事業）」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（必要な支援が届いていない相談者に訪問型支援を行う事業）」の3つの事業に分類され、3つの事業を組み合わせることで断らない相談支援体制を構築していきます（資料1参照）。

本市では、令和5年度からの重層的支援体制整備事業の実施に向けて、令和4年4月に重層的支援体制整備事業庁内検討委員会を立ち上げ、本市における相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の在り方を検討しているところです。

令和4年10月時点での方向性として、「相談支援」のうち、「包括的相談支援事業」の一部、「多機関協働事業」及び「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」については、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」（以下、「さーくる」という。）の人員体制を強化することで実施していくこととしております。また、市といたしましても「さーくる」とともに、「多機関協働事業」及び「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の一部を担う方向で検討を進めております。

次に、「参加支援」については、令和5年度におきましては「さーくる」で実施している、ひきこもりや長期間の離職などですぐに就労につくことが難しい生活困窮者が段階的に就労につながるよう、グループワークやボランティア体験、就労体験などの日常生活自立、社会的自立及び就労自立に向けた訓練を行う「就労準備支援事業」の対象を拡大し実施する方向で検討しております。

さらに、「地域づくりに向けた支援」については、市の地域福祉支援員や地区社会福祉協議会に配置されている生活支援コーディネーターによる家事援助のボランティア団体である「たすけあいの会」の立ち上げ支援など、生活支援体制づくりを始め、本市が今まで実施してきたさまざまな地域づくりに関する事業を「地域づくりに向けた支援」として位置づけ、今までの事業を着実に進めていくとともに、市の地域福祉支援員が中心となり、引き続き地域の関係団体との協議を始め、関係構築に努めてまいります（資料2・3参照）。

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- ▶ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- ▶ 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- ▶ このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

- I 相談支援**
- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかるとして実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
 - ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
 - ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

- II 参加支援事業**
- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
- (※1) 世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
(※2) 就労支援、見守り等居住支援 など

- III 地域づくり事業**
- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
- ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

新たな事業(I)とIIIの支援を一体的に実施)

船橋市の重層的支援体制整備事業 全体像(イメージ)

① 包括的相談支援事業 (断らない相談)

- ・既存の窓口において、世代や属性を問わず、相談を包括的に受け止める
- ・適切な部署へのつなぎ、連携により解決を図る

【主な相談窓口の例】

地域包括支援センター、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」、子育て世代包括支援センター「ふなここ」、子育て支援センター 他

新規

② 多機関協働事業

- ・役割分担・各分野へのつなぎ調整
- ・アセスメント
- ・複合的課題を抱えた人等の個別の支援プラン作成

調整役：地域福祉課・「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」

新規

③ アウトリーチ支援

II 参加支援

新規

- ・ひきこもり状態の人などの社会とのつながりを回復させる
- ・必要な資源を開拓し、本人のニーズにあわせて資源との間を取り持つ

・就労準備支援事業 (地域福祉課 ※さーくる・市社協で実施)

※現行は生活困窮者が対象であるが、対象を拡大し、生活困窮者以外も対象とする

III 地域づくり支援

地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくり※

- ・地区社協活動拠点整備事業補助金、生活支援体制づくり推進事業、生活困窮者等のための地域づくり事業 (地域福祉課)
- ・地域活動支援センター運営費補助金 (障害福祉課)
- ・地域活動支援センター事業 (地域保健課)
- ・シルバリーハビリ体操推進事業、アクティブシニア介護予防補助金 (健康づくり課)
- ・地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援課) 他

※現時点では高齢者のみを対象とするなど、対象者を限定している事業のうち、今後対象者の拡大を見込める事業を選定している

連携

調整・役割分担

複合的課題など

I 相談支援

具体的な相談フロー(イメージ)

